

平成18年第4回阿波市議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成18年12月13日

招集場所 阿波市市議会議場

出席議員(20名)

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 森本節弘  | 2番 江澤信明  |
| 3番 正木文男  | 4番 笠井高章  |
| 5番 児玉敬二  | 6番 松永涉   |
| 7番 篠原啓治  | 8番 吉田正   |
| 10番 木村松雄 | 11番 阿部雅志 |
| 12番 岩本雅雄 | 13番 稲井隆伸 |
| 14番 武田 矯 | 15番 月岡永治 |
| 16番 三木康弘 | 17番 香西和好 |
| 18番 出口治男 | 19番 原田定信 |
| 20番 三浦三一 | 21番 稲岡正一 |
| 22番 吉川精二 |          |

欠席議員(1名)

13番 稲井隆伸

会議録署名議員

12番 岩本雅雄 13番 稲井隆伸

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

|               |               |
|---------------|---------------|
| 市長 小笠原 幸      | 助 役 野崎 國勝     |
| 収入役 光永 健次     | 教育長 板野 正      |
| 総務部長 山下 紘志郎   | 企画部長 八坂 和男    |
| 市民部長 吉岡 聖司    | 健康福祉部長 洙田 藤男  |
| 産業建設部長 秋山 一幸  | 教育次長 岡島 義広    |
| 総務部次長 森口 純司   | 企画部次長 酒巻 近義   |
| 市民部次長 田村 豊    | 健康福祉部次長 笠井 恒美 |
| 産業建設部次長 大西 利夫 | 吉野支所長 岡村 清    |
| 土成支所長 成谷 洋子   | 市場支所長 岩脇 正治   |
| 財政課長 藤井 正助    | 水道課長 西岡 司     |

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 佐藤吉子

事務局長補佐 友行仁美

事務局主任 枝澤ゆかり

議事日程

日程第1 議案第166号から議案第182号まで

(質疑・付託)

日程第2 議案第183号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事(第1工区)変更請負  
契約の締結について

議案第184号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事(第2工区)変更請負  
契約の締結について

議案第185号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事(第3工区)変更請負  
契約の締結について

午前10時04分 開議

議長（原田定信君） ただいまの出席議員数は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

- 日程第1 議案第166号 第1次阿波市総合計画基本構想について  
議案第167号 平成18年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について  
議案第168号 平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  
議案第169号 平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第2号）について  
議案第170号 平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について  
議案第171号 平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について  
議案第172号 平成18年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）について  
議案第173号 土成地域資源活力工房の設置及び管理に関する条例の制定について  
議案第174号 阿波市多目的研修集会施設及び集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第175号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について  
議案第176号 阿波市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について  
議案第177号 阿波市水道事業給水条例の一部改正について  
議案第178号 徳島県後期高齢者医療広域連合の設立について  
議案第179号 阿波市立阿波図書館の指定管理者の指定について  
議案第180号 阿波市立市場図書館及び阿波市立市場歴史民俗資料館の指定管理者の指定について

議案第181号 阿波市立土成図書館及び阿波市立土成中央公民館の指定  
管理者の指定について

議案第182号 阿波市立吉野笠井図書館の指定管理者の指定について

議長（原田定信君） 日程第1、議案第166号から議案第182号までを一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

議案に対する質疑は、基本的事項・大綱的なものとし、詳細な事項につきましては委員会で行っていただきたいと思います。

発言回数は、同一議題について3回以内となっておりますので、あらかじめご了承願います。理事者も再問、また答弁漏れのないように明確な答弁をお願いいたします。

通告の順序に従い、順次発言を許可いたします。

18番出口治男君。

18番（出口治男君） 私は、国民健康保険税の固定資産税割につきまして、全協におきましてこれを減額したらばということを書いてありましたが、どうもそのままみたいですので通告をしてありました。

私は、土成のこの均等割が3万円、平等割3万円、それにしてくれて固定資産税割を下げたならば、減額してくれらると書いてありましたが、その後の対応はどうなっているのかお尋ねいたします。

現況を。

議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

市民部長（吉岡聖司君） おはようございます。

18番出口議員のご質疑にお答えをいたしたいと思います。

国民健康保険税について、世帯平等割、被保険者均等割を事前に3万円ぐらいに上げてはと、それと資産割額を20%に下げたかどうかというご質問でございます。

国民健康保険税額は世帯平等割額、被保険者の均等割額、所得割額、資産割額により決めることになっております。世帯平等割額と被保険者の均等割額を応益割と言いまして、所得割額と資産割額を応能割と言うわけでございます。応益割と応能割の割合は大体50対50と半々が望ましいと、そういうふうに言われております。もし、出口議員の言われるような世帯平等割、それから均等割を3万円に上げまして、それから資産税額の率を20%、所得割額の率を11.3%とした場合、所得は平成18年度分の試算でございます

が、それで試算をしてみますと、応益割が60.3%になってくるわけでございます。受益者負担と言いましても、好ましい状態ではなくなるわけでございます。

また、今回提案しております統一案は、所得を平成18年度分で試算しておりますので確実ではございませんが、応益割が55%を切る予想であります。軽減措置の面からも適切と考えております。応益割の割合が45%以上55%未満の場合には、翌年度からではございますが軽減措置の割合が7割、5割、2割を適用できまして、低所得世帯に負担が少なくなるとそういうことでございますので、今定例会に提案いたしております税率でご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（原田定信君） 出口治男君。

18番（出口治男君） 実は全協のときにも申し上げてありましたが、土成町の場合は資産割はゼロでございました。ほんで、やはり少し抵抗がありますので均等割、平等割を吉野町並みに上げて、資産割のパーセントを下げてくれと。私、実は固定資産税割は反対しますと公約でございますので、そういう関係で全協のときに申し上げたわけでございます。運営協議会もしてくれたいでしょうか。

それで、この固定資産税割につきましては、私は固定資産の評価がまだできていない地域もあるやに伺っております。これを早急にすべきと思います。その答弁をお願いいたします。

議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

市民部長（吉岡聖司君） 一部地域での家屋の未評価を早く是正をというご質疑でございます。

吉川議員のときにもご答弁申し上げましたとおり、平成19年、20年12月までには是正ができるように、そういう段取りをいたしております。どうぞご理解をよろしくお願い申し上げます。

議長（原田定信君） 出口治男君。

18番（出口治男君） 2年かけてという答弁でありましたが、1年できるように努力していただきたいと思います。この件につきましてはこれで終わります。

議長（原田定信君） 8番吉田正君の発言を許可します。

吉田正君。

8番（吉田 正君） おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので8番吉田正、通告に従いまして質疑を行い

たいと思います。

私は産業建設常任委員会です。

今回の基本構想、それから基本計画について担当部長にお伺いをいたしたいと思います。

今回提案されました阿波市の未来プランということで、基本構想が議案提出をされております。その中で、きのうも各議員が質問をされまして、非常に立派な基本計画ができたなということで、お褒めの言葉を皆さんがしよったように思われます。私も、基本構想70ページ、それから基本計画約96ページ、これを拝見させてもろうて部課長並びに市長、いろいろ検討なされた影がうかがわれると思います。私も、非常にすばらしい計画ができたなと思っております。

それで、この構想でございますが、4ページの第1次阿波市総合計画、わたしの阿波未来プランというところで、基本構想は19年から28年、10年間ということで記載されております。その中でいろいろ検討をした結果、恐らくこの基本計画ができてきとると思っております。この基本計画が前期5年、後期5年ということで、私はこの第1次総合計画、基本計画が前期の5年間の計画と認識をしておりますが、構いませんか。

それで、実施計画が19年から22年の3年間ということで計画をされております。そして、今回私が質疑を通告いたしております議案第166号の阿波市総合基本計画と、それと基本構想について質問をいたしたいと思っておりますが、基本構想の第4章の基本目標の3、4ということで、阿波市にはすばらしい、現在、環境基本条例というのがございます。その中で第4条の中で、市長はこの条例の目的を達成するための基本的かつ総合的な計画を策定し、実施しなければならないということの文言があります。そういうことで、この基本構想が今回前期の基本計画の中にも上がっておりますが、基本目標の3で第2編でございますが、美しい環境のまちづくりということで重要施策の中にも入っております。

阿波市は、皆さんご承知のとおり今8市になっておりますが、平地の多い、平野の多い南面傾斜の非常に自然環境に恵まれた市だなど、私は常々思っております。そういうことで、どういうわけか旧の阿波町については地価が非常に安うございます。今でも安いと思えます。農地、それから宅地にいたしましても雑種地にいたしましても、今はまだまだ下がるような傾向がございます。そういうところで皆さんもご承知のとおり農免道路、長峰から土成をずっと東まで行きましたら約20キロ余りありますが、ここにもやっぱりこ

の放棄地とかいろいろ今活用されとらん土地が非常に多うございます。

私がこの質問をどういう意味でしたかということは、こういうような土地が阿波町には非常に多いということ認識をしていただいた中で、阿波市環境基本条例、すばらしい環境基本条例がありますが、今回後に請願書で出てくると思われます、いわゆる平成15年に産業廃棄物とみなすものを有価物、いわゆる商いができる商品にということで、リサイクル法の中で外国に輸出するとかというような参入業者が今徐々にふえていきようような気もいたします。

この中でいろいろ、北部地区の方が久北の方もいろいろ役場との話し合いの中で、どうしたらいんだろうかなという、今対策も練っておるそうでございますが、これはだれが悪いかが悪いでなしに、法律で定められて届け出は要らないというようなことにもなっておるそうです。この環境基本条例を今回計画いろいろな中で見直す場合に、あえてお願いしたいことは、民家からいわゆる日常生活に支障が及ぼすような企業については、目に見えん害があるときもあります。そういうことで、環境部長に後ほどお聞きしたいのですが、法律に定まっていないこと。昭和12年に地方分権一括法が制定されて、地方の時代が来たなということで非常に喜んでおりましたが、三位一体で補助は減る、交付金は減るということで合併をしなくっちゃ単独町ではいけないだろうなということで、阿波市も4町が合併して誕生したわけでございます。

市となれば、独自の我が町は我が町の規則、条例をこしらえて、ある程度は民家から一応音のするもん、そこへ車の出入りが激しいような企業については届け出がいるようになるか、何百メートルおいたところからというような規制ができるようにしてもいいのかどうか。それをこの基本計画の中で検討もしていただき、地域住民が自然環境、それから日常生活に満足できるというような形態をとっていただきたい。

私は、特にこれは質問したのはその久北の問題だけでなしに、阿波市全体でこういうような事業の参入があるかなということを心配しております。そして、この基本構想の中の15ページでございますが、市の各環境に対する市民の満足度ということで、統計を市がっております。その中で、自然環境の豊かさというのが断然トップなように思われます。1番が自然環境の豊かさ、2番が水道の整備状況ということで、マイナス面はきのうも議員がいろいろ雇用対策ということで質問されましたが、やはり就業、雇用の場が非常に少ないなということでマイナスの数字が出ております。

それで、1点目のこの環境基本条例は制定をしておりますが、この環境基本条例につい

ては、開発については土地が3,000平米となつとると思います。ポイ捨て禁止も中には入っておりますが、この中で産業廃棄物というようなものでなく、いろいろな騒音の障害、それから悪臭、土壤汚染というような公害についても、これは一応は町の方へ届けるようにはなつとるようには解釈もできますが、どこまでの程度をいうのか我々はわかりません。そういうことで今久北の問題も非常に問題になっておりますが、こういうことがあちらこちらで起こったんでは大変なことになりますので、例えば来ささんというわけにはいかんだろうし、固定資産の税も市に入るわけでございますので、最低限日常生活をする市道についてと、それと毎日大型、それが車では日常のために使用してた公道が企業が参入してから産業道路になるというようなこともございますので、できましたら民家から何百メートルについては、とめるわけにはいかんだろうけど届け出ぐらいはする義務はあるように私は思い、行政もその業者が事業を起こす前にやっぱり行政がそういうことは掌握すべきでないかと思っておりますので、この点について第1点目にします。

それと、第2点目でございますが、基本計画の基本構想の目標4でございますが、この中で3の中で下水道の整備ということも重要施策の中に入っております。これも環境部長にご答弁願うか、最終は市長に答弁願うかもわかりませんが、この下水道については、基本構想、計画だから環境問題にも恐らく下水道問題を上げていかなくっちゃやっぱり将来の夢がないなということで基本構想、基本計画を立てたのだらうと思っております。現実、私も詳細わかりませんが、合併してからいろいろと市場町の下水道が前に進まんというようなことも聞いております。それを私は単純に考えるわけでございますが、今回上板町を環境整備組合に加入をさせていただきます。そういうところで、市場町の下水道工事が末端用地ができん、それから施設ができんということで延びておるんであれば、旧の役場周辺、それから市場町の町周辺が下水道工事の予定に入っているのであれば、環境整備組合の今の施設の予備があるなら、そこで併用して末流処理ができるようなことができるかでしょうか。そして、これを3カ年計画の実施計画にのせていくのかどうかということ。これを検討していただきたいこととあわせて、これも答弁をお願いしたいと思います。まずそれだけ。

庁舎をほんなら一緒に言っときます。

それと、基本計画の中の重要施策で2番目に、96ページでございますが、新庁舎の整備ということで住民サービスの向上、行政改革の推進、防災拠点の形成、中心拠点を持つ魅力ある市に向けた庁舎づくりを計画していくということがうたわれております。これは前期の基本計画に作成されております。



きのうも一般質問の議員の中で夢がない、合併して夢がないなど、非常に寂しいということで、阿波市の拠点に文化ホールということで市長に答弁を求めておりましたが、私も3月の選挙前には庁舎は要らんということで、徳島新聞のアンケートには庁舎は反対ということで市民にもそういうことを伝えてまいりましたが、10年先に合併する、それからいろいろなきのうも担当部長がちらっと漏らしたことがあります、公共施設のあきができるんじゃないかということもちらっと聞いたような感じがするというのを申されました。その公共事業というのを恐らく阿北高校のことだろうと思いますが、阿北高校は阿波市にとっては徳島県下でも数少ない農業専門学校ということで、阿波市においては非常に必要な高等学校じゃなかろうかと思っております。これから市長にもそういう件でちょっと答弁求めますが、そういう学校が廃校になるのを待って庁舎を建てるのか、それとも八坂部長にお聞きしたいことがございますが、現在おたくの方の企画部で計画をしておられます、役場周辺は防災の拠点、それから今ここの庁舎は非常に痛んでおると、それからへんぴであると、偏っておるとということでこの計画にのせております。

それで、拠点にするには庁舎周辺のサブ、いろいろ正木議員も質問されましたが、庁舎の周辺は文化ホールを建てるんだとかというような、当初から計画をのせているかどうかということをお聞きしたいと思っておりますので、答弁をお願いします。

まず、市民部長に環境基本条例の件についてご答弁をお願いします。

議長（原田定信君） 小休します。

午前10時31分 休憩

午前10時33分 再開

議長（原田定信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉岡市民部長。

市民部長（吉岡聖司君） 吉田議員のご質疑にお答えをいたしたいと思っております。

基本構想の中で、環境基本計画策定についてでございますが、環境基本計画につきましては、国は環境基本法に基づきまして環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として環境基本計画を定めております。地方公共団体におきましても、国の施策に準じた施策さらには地方公共団体の区域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定いたしまして実施する責務を要するという事になっております。法的には努力義務となっておりますが、阿波市におきましては、基本構想の中で環境のまちづくりは環境基本計画策定のもとで市民、事業者、行政が一体となった環境施策を推進するといたしてあります。県下の市

町村では、基本計画策定をしておりますのは徳島市、鳴門市、阿南市でございます。阿波市の環境基本計画の策定につきましては、今後の環境行政のあり方、それから先進地の状況等を調査いたしまして、基本計画策定に向けて今後勉強して検討してまいりたいと、そのように考えております。

それと、少し触れられました阿波市の環境基本条例についてでございますが、阿波市には阿波市環境基本条例が制定をされております。この条例の一部を見直してはどうかということで、9月議会の文教厚生委員会の中で三木委員から見直し内容についてのご提案をいただいております。また、今定例会におきましても請願書も提案をされております。見直しの内容につきましては、この条例は、第9条で届け出が必要な開発行為について具体的な内容を列挙いたしております。その9条に追加条項といたしまして、事業者は産業廃棄物等、例えばリサイクル用廃材を含む置き場確保に当たっては、面積が300平方メートルを超える場合は置き場から100メートル以内の近隣住民の事業に対する同意書を取り、市長に届け出なければならないを追加し、開発行為の届けに際して新たな項目の届け出規定を設けようとするものであります。この条例改正は、届け出が必要な施設として、産業廃棄物の施設だけでなくリサイクル目的の廃材置き場にも該当させ、なおかつ周辺住民の同意を必要とするものです。特に有価物、金属くず等の置き場につきましても届け出が必要ということでの提案でございます。

市といたしましては、この条例の改正を行うかどうかということでございますが、先般も専門家にもいろいろ聞き取りもいたしております。この条例の改正が、法的に可能かどうかということでもあります。阿波市環境基本条例の第9条の一部改正につきましては、その改正内容のうち施設設置の届け出部分、産業廃棄物等の置き場確保に当たって300平方メートルを超える場合は届け出を必要とするは、改正するとして届け出事項に追加することは可能ではないかというふうにも判断するわけでございます。ただ、近隣住民の同意書をとるという部分につきましては、これは違法性があると。規定することは難しいというふうに判断をいたしております。特に同意書につきましては、産業廃棄物の許可につきましても同意は必要ないというふうになっております。同意書をとるということにつきましては、当然ながら合理的な理由が必要でありまして、同意をとることに合理性があるかどうか問題となってくるということでございます。合理的理由という解釈につきましては、住民の生命にかかわる重大なこと、あるいは環境がひどく悪化されるということが予測される場合というふうにも考えられるわけでございます。

市といたしまして条例改正をどう取り組むかにつきましてでございますが、この条例の改正につきましては、法的には9条に届け出事項を追加することについては可能であるとのことでありますが、法律で規定がない部分、自由な部分についてでありますので、市で規制を行おうとするものの中でも法にない部分につきましては、市独自で届け出規定を設けるということにつきましては慎重に十分対応していかなければならないと。特に他の施設に及ぼす影響、それからこれまでにある施設の取り扱い等、いろんな諸般の問題もございまして、簡単に決めれるような状況ではないわけでございます。十分条例を研究いたしまして、想定されるいろんな状況を調べまして、総合的に慎重に判断いたしまして、引き続き検討をさせていただきたいとそのように考えております。

第2点目でございますが、下水道の整備でございますが、これまでもいろんな場面で申し上げておりますとおり、今後におきましては阿波市全域の汚水処理構想、当初予算にも計上をまたお願いをするわけでございますが、平成19年度に検討委員会も立ち上げておりますので、その中でその立地に合わせた施策を今後講じていきたいとそのように考えております。

以上でございます。

議長（原田定信君） 八坂企画部長。

企画部長（八坂和男君） おはようございます。

吉田議員の庁舎についてのご質問でございますが、庁舎につきましては今までも申し上げてきましたように、新庁舎を核としたまちづくりを考えております。そういったことで、今のご質問の中で文化センターも当初から一緒に考えとるかというふうなご質問でございますが、まずきのうも正木議員からもご質問いただいたわけですが、その文化センターを庁舎の中に取り込んでいた方がいいのか、それを併設して庁舎の縁に建設するのがいいか。そういったことを進めていくとすれば、あわせて併設した形で私たちも進めていきたいと考えております。

ただ、庁舎を核としていつも言っておるんですが、市内にはいろんなたくさんの公共施設でございます。それを一つにまとめていけるものがあれば、庁舎を中心としてその周辺にそういったものを今後まとめていけたらと、そういうようなまちづくりを考えておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

以上です。

議長（原田定信君） あと答弁漏れございませんか。

吉田正君。

8番（吉田 正君） それでは、再問でございますが、再問というよりも時間がないので後ほど研究しといてくれたら結構と思いますが、環境基本条例の9条の追加文言についてはぜひとも研究して、できる範囲はやっていただいて、地域住民が安心して生活できるような体系をとっていただきたいとこのように思います。

それと、下水道、議長の方から余り広うなったら答弁が難しいということなんで、これは置いときます。また、次回に一般質問をさせていただくようにします。

それでは、通告の18年度の阿波市介護保険特別会計補正予算について質疑をいたします。

歳出の1款総務費の1項総務管理費で、14ページでございます介護保険の、この件の国庫支出金が1,249万1,000円ということで国庫補助金がここに入ってきております。それで、この歳出の19節の負担金補助及び交付金ということで、今年度も3月も近づいておりますが、地域介護福祉空間整備事業費補助金ということで1,500万円のまあまあ大きな金額が予算計上されております。

それと、18ページでございますが、2款の保険給付費の2項の介護予防サービス等諸費というところで、当初予算はたしか7,107万6,000円の予算だったかなと思います。それで、9月に3,800万円の減額と思いますが、間違うとったらまた指摘してください。それと、今回600万円の減額がございます。この介護予防サービス計画給付費の負担金ということで減額になっていますが、これはやっぱり介護サービスの方法が変わってこういうふうになったのかな。7,100万円の予算が4,400万円の減額ということでございますので、何かこれサービスのやり方、方向、方法が変わってこういうような予算減額ができたのかなどうか、それを机の横へ行って部長に聞けばわかることでございますが、せっかくの質疑の機会がありましたので通告をしておりますので、答弁を頼みます。

議長（原田定信君） 洙田健康福祉部長。

健康福祉部長（洙田藤男君） 吉田議員の介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑についてお答えをいたします。

14、15ページの歳出、1款1項1目19節の負担金及び交付金の地域介護福祉空間整備事業補助金1,500万円についてでございます。

国費の財源内訳の国費の1,241万9,000円につきましては、これは人件費との

差し引きでございますので、この部分については1,500万円の国費がついております。なお、この補助金につきましては、市が計画をいたしました介護の基盤整備計画に対しまして国が上限で1,500万円を補助するものでございます。トンネルの補助金でございます。また、市といたしまして上乘せの補助金をする義務はないということでございます。また、この補助金は有限会社ライフステージ、この隣にありますグループホーム明日葉の隣に併設をいたしましたミニホームもみじという施設がございます。そこへの補助金でございます。

また次に、18ページの2款2項7目の介護予防サービス計画給付費、これにつきましては、当初予算計上時につきましては1件8,500円の介護報酬ということで決定をいたしておりました。それにつきまして予算を計上いたしておりましたが、その後介護保険報酬の見直しによりましてそれが4,000円に減額されましたので、9月補正で3,800万円の減額をいたしました。また、今回の600万円につきましては該当者数が4月から12カ月ということで算出をいたしておりましたが、4月、5月、6月と段階的にふえていくということで月数の減少に伴う600万円でございます。

以上でございます。

議長（原田定信君） 吉田正君。

8番（吉田 正君） それでは、もう私の質疑は終わりたいと思いますが、当初質疑いたしました詳細については、後ほど皆さん協議してもらって阿波市がよくなるような方向づけで進めていっていただきたいということで、時間ももうございませんので終わります。

議長（原田定信君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第166号から議案第182号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~

日程第2 議案第183号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区）変更請負契約の締結について

議案第184号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第2工区）変更請負契約の締結について

議案第185号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第3工区）変更請

## 負契約の締結について

議長（原田定信君） 日程第2、議案第183号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区）変更請負契約の締結についてから議案第185号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第3工区）変更請負契約の締結についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小笠原市長。

市長（小笠原 幸君） おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、さきの議会運営委員会のときをお願いしておりました追加議案の提案理由を申し上げます。

追加議案は、変更請負契約の締結議案3件でございます。

議案第183号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区）変更請負契約の締結についてから議案第185号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第3工区）変更請負契約の締結についてまでの3件につきましては、ケーブルテレビ加入者の増加等によりまして変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案内容の詳細につきましては、担当部長よりご説明を申し上げますので、ご決議くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

議長（原田定信君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、補足説明を求めます。

八坂企画部長。

企画部長（八坂和男君） それでは、補足説明をいたします。

議案第183号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区）変更請負契約の締結について、契約金額は7億6,444万2,000円を8億4,199万5,000円に改める。追加額が7,755万3,000円となります。変更理由につきましては、加入者数が当初設計より増加したことに伴い、端末設備機器の増加、またICNに土成センターから自主放送を創出できる設備、またICNの映像を土成支所から監視するための映像伝送設備を追加するため変更をするものであります。

続いて、議案第184号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第2工区）変更請負契約の締結についてですが、これは旧の阿波町のエリアです。契約金額が4億7,723万5,500円を5億2,918万9,500円に改めるものです。追加額は5,195万

4,000円になります。この議案も加入者数の増加に伴い、引き込み工事及び通信機器の設置、また告知システム、宅内工事の増加により変更をお願いするものであります。

議案第185号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事(第3工区)変更請負契約の締結についてですが、これは旧の吉野町のエリアです。契約金額が3億303万円を3億1,745万7,000円に改めるものです。追加額が1,442万7,000円となります。変更理由につきましては、第2工区と同様の理由となります。

どうかご審議の上、ご承認いただきますようによろしくお願いいたします。

以上です。

議長(原田定信君) 以上で説明が終わりました。

本3議案につきましては質疑の通告がありませんので、お手元に配付のとおり総務常任委員会に付託をいたします。

各常任委員会委員長におかれましては、付託されました議案第166号から議案第185号までの審査について第4回阿波市議会定例会日割表に基づいて委員会を開会され、審査されますようお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の委員会の日程を報告します。

15日午前10時より総務常任委員会、18日午前10時より文教厚生常任委員会、19日午前10時より産業建設常任委員会。

なお、次回本会議は22日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労でございました。

午前10時55分 散会